

## 福井市子ども会育成連合会 旅費交付規程

### (目的)

#### 第1条

この規程は福井市子ども会育成連合会の会議等参加における負担軽減、参加促進を図るため、会議出席者に旅費を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (交付の対象とする会議)

#### 第2条

この規程に定める交付の対象とする会議は、次の通りとする。ただし、オンライン開催による会議やオンライン参加者は除く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) その他福井市子ども会育成連合会会長（以下「会長」という。）が認めた事案。

### (交付の対象)

#### 第3条

交付の対象は、第2条に定める会議等に出席する理事・シニアリーダーとする。

### (交付金の額)

#### 第4条

交付額は、1日につき1人当たり500円とする。

### (交付の申請)

#### 第5条

会議を主催する部会は、会議の出欠確認を行い、事前に出席者を会長に申請しなければならない。

### (旅費の交付)

#### 第6条

会長は、会議の出席申請を受け、会議の出席が確認できた場合は、原則として会議終了後に出席者に対して旅費を交付する。

- 2 同日に複数の会議が開催される場合は、原則として全ての会議終了後に交付する。
- 3 交付の実務は会議を主催する部会が担当する。

### (附則)

1. この規程は令和4年4月19日より施行する。